



山形県公報

平成25年3月8日(金)
第2425号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……213
- 争議行為を行う旨の通知……………(雇用対策課) ……同
- 車両制限令第3条第1項第2号イに定める道路の指定……………(道 路 課) ……215
- 車両制限令第3条第1項第3号の規定による道路の指定及び同令第10条第1項の規定による  
通行方法……………( 同 ) ……216

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第163号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地                        | 事業所の名称及び所在地                 | 障害福祉サービスの種類                                  | 指定年月日      |
|-----------------------------------------------------|-----------------------------|----------------------------------------------|------------|
| ユニオンソーシャルシステム株式会社<br>新庄市五日町字清水川1303番地の3 ユニオン五日町ビル3F | かめさん介護センター<br>新庄市東谷地田町17番地2 | 居 宅 介 護<br>重 度 訪 問 介 護<br>同 行 援 護<br>行 動 援 護 | 平成25. 3. 1 |

#### 山形県告示第164号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長奥山邦彦から、争議行為を行うことについて、平成25年2月27日次のとおり通知があった。

平成25年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 事 件

賃金引上げ等の要求に関する件

#### 2 期 間

平成25年3月13日以降事件解決の日まで

#### 3 場 所

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立病院

鶴岡市文園町9番34号

庄内医療生活協同組合

本部

同 双葉町13番45号

庄内医療生活協同組合

訪問看護ステーションきずな

同 日枝海老島159番1号

|                                          |   |                    |
|------------------------------------------|---|--------------------|
| 庄内医療生活協同組合<br>協立歯科クリニック                  | 同 |                    |
| 庄内医療生活協同組合<br>鶴岡協立リハビリテーション病院            | 同 | 上山添字神明前38番地        |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立大山診療所                    | 同 | 大山二丁目26番3号         |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立三川診療所                    |   | 東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9 |
| 庄内医療生活協同組合<br>総合介護センターふたば                |   | 鶴岡市双葉町13番45号       |
| 庄内医療生活協同組合<br>鶴岡協立病院附属クリニック              | 同 | 文園町11番3号           |
| 庄内医療生活協同組合<br>サポートセンターあさひ                | 同 | 熊出字日鑑31番3号         |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立ショートステイセンターふたば           | 同 | 日枝海老島64番地          |
| 庄内医療生活協同組合<br>介護療養型老人保健施設せせらぎ            | 同 | 文園町9番34号           |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>介護老人保健施設かけはし(介護老人保健施設)    | 同 | 民田字代家田100番1号       |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>介護老人保健施設かけはし(通所リハビリテーション) | 同 |                    |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>介護老人保健施設かけはし(居宅介護支援)      | 同 |                    |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>デイサービスかけはし                | 同 |                    |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>グループホームかけはし               | 同 |                    |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>山形虹の会訪問入浴サービス             | 同 |                    |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>ショートステイかけはし               | 同 |                    |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>特別養護老人ホームかけはし             | 同 | 民田字代家田99番1号        |
| 社会福祉法人山形虹の会<br>ショートステイかけはし2号館            | 同 |                    |
| 医療法人健友会<br>本間病院                          |   | 酒田市中町三丁目5番23号      |
| 医療法人健友会<br>介護老人保健施設ひだまり                  | 同 |                    |
| 医療法人健友会<br>酒田市地域包括支援センターなかまち             | 同 |                    |
| 医療法人健友会<br>のぞみ診療所                        | 同 | 中町三丁目4番12号         |
| 医療法人健友会<br>訪問看護ステーションかがやき                | 同 | 中町三丁目3番18号         |
| 医療法人健友会<br>本間病院在宅介護支援事業所                 | 同 | 中町三丁目5番23号         |
| 医療法人健友会<br>認知症対応型通所介護施設「楽楽」              | 同 | 中町三丁目3番18号         |

|                                        |   |                   |
|----------------------------------------|---|-------------------|
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構<br>日本海総合病院         | 同 | あきほ町30番地          |
| 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構<br>日本海総合病院酒田医療センター | 同 | 千石町二丁目3番20号       |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会<br>山形済生病院                |   | 山形市沖町79番1号        |
| 医療法人社団小白川至誠堂病院<br>小白川至誠堂病院             | 同 | 東原町一丁目12番26号      |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院                   | 同 | 桜町7番44号           |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院附属中山診療所            |   | 東村山郡中山町大字長崎3034番地 |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂訪問サービスセンターコスモス         |   | 山形市旅籠町一丁目7番23号    |
| 医療法人社団松柏会<br>わかばクリニック                  | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂ホームヘルパーステーション          | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂ケアプランセンターみらい           | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会<br>地域包括支援センターかがやき            | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会<br>介護療養型老人保健施設木の実            | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会<br>サービス付高齢者向け住宅グランドホームはたごまち  | 同 |                   |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂とかみクリニック               | 同 | 富神前48番5号          |
| 医療法人篠田好生会<br>篠田総合病院                    | 同 | 桜町2番68号           |
| 医療法人篠田好生会<br>千歳篠田病院                    | 同 | 長町二丁目10番56号       |
| 医療法人篠田好生会<br>天童温泉篠田病院                  |   | 天童市鎌田一丁目7番1号      |
| 社会医療法人二本松会<br>山形さくら町病院                 |   | 山形市桜町2番75号        |
| 社会医療法人二本松会<br>上山病院                     |   | 上山市金谷字下河原1370番地   |

#### 4 概 要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為並びにこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

#### 山形県告示第165号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、県土整備部道路課において平成25年3月8日から同月21日まで縦覧に供する。

平成25年3月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 指定する道路の路線名及び区間

| 路線名       | 指定する区間             |                 |
|-----------|--------------------|-----------------|
|           | 起点                 | 終点              |
| 一般県道大森中野線 | 山形市大字漆山字伊達城一丁目7番26 | 山形市大字漆山字住吉740番2 |

2 指定する期日 平成25年4月1日

山形県告示第166号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

なお、関係図面は、県土整備部道路課において平成25年3月8日から同月21日まで縦覧に供する。

平成25年3月8日

山形県知事 吉村美栄子

1 指定する道路の路線名及び区間

| 路線名       | 指定する区間             |                 |
|-----------|--------------------|-----------------|
|           | 起点                 | 終点              |
| 一般県道大森中野線 | 山形市大字漆山字伊達城一丁目7番26 | 山形市大字漆山字住吉740番2 |

2 指定する期日 平成25年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上・縦寸法0.13メートル以上又は横寸法0.13メートル以上・縦寸法0.25メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

正 誤

| 発行年月日       | 県公報番号  | ページ | 行    | 誤                                                | 正                                             |
|-------------|--------|-----|------|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 平成25. 2. 26 | 第2422号 | 155 | 下から4 | 国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設 | 国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設 |